随意契約による市有財産(土地)の売却の流れ

1　申込・受付

2026 年 11 月 18 日(水)～2026 年 12 月 16 日(水) 9 時 00 分～16 時 00 分

市役所4階財政課資産経営係へ市有財産(土地) 売却申込書に必要書類を添え、お申し込みください。

※　ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

↓

2　現地説明会

※　説明会は開催しません。申込者は、必ず現地確認及び諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

↓

3　買受人の決定・契約の締結

※　必要な条件を審査のうえ、申込金額が最も高い方を買受人とします。

※　「買受人決定通知書」により買受人に決定した旨をお知らせします。

※　買受人には、**「買受人決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に契約を締結**していただく必要があります。

※　契約締結までに、申込金額の１割以上の金額を契約保証金とし、納付する必要があります。

※　契約書締結の際の収入印紙代等の費用は、 買受人の負担となります。

↓

4　売買代金の支払い

※　**契約締結の日から 30 日以内に売買代金をお支払いいただきます。**

※　契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

※　売買代金の全額が期日までに納入されない場合には、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。

↓

5　引き渡し・所有権移転登記

※　**引き渡しは、現状のまま**行います。

※　所有権移転登記の手続きは、袋井市が行います。

※　登記の際の**登録免許税等の費用は買受人の負担**となります。